

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第33号

## 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部59の項から62の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同部63の項中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5第1項及び第2項並びに」に、「（薬事法）を」（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に改め、同部64の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項及び第2項並びに」に、「（薬事法）を」（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に改め、同部65の項中「薬事法第12条第1項及び薬事法施行令第80条第1項第1号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項」に、「同令第3条第3号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条」に改め、同部66の項中「薬事法第12条第2項及び薬事法施行令第80条第1項第1号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項」に改め、同部67の項中「薬事法第13条第1項及び薬事法施行令第80条第1項第2号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項」に改め、同部68の項中「薬事法第13条第3項及び薬事法施行令第80条第1項第2号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項」に改め、同部69の項及び70の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同部71の項中「薬事法第14条第1項及び薬事法施行令第80条第1項第1号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項」に改め、同部72の項中「薬事法第14条第9項及び薬事法施行令第80条第1項第1号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。